

規制改革会議 生活・環境TF 議事録

1. 日時：平成19年11月5日（月）16:00～17:00

2. 場所：永田町合同庁舎2階 中会議室

3. 議題：経済産業省ヒアリング

国内版CDM制度について 他

4. 出席者：

（経済産業省）

環境経済室室長 藤原 豊 氏

京都メカニズム推進室室長 三橋 敏宏 氏

（規制改革会議）

本田主査、小田原委員

5. 議事概要：

○本田主査 お忙しいところを今日はおいでいただきましてありがとうございます。

本日は3つお伺いしたく存じます。まず、国内版CDM制度について、どういうふうに進めていらっしゃるか、です。第二に、CO2 排出量削減が大企業ではかなり進んでいる一方、業務と家庭で進んでいないと御省から発表されているわけですが、排出抑制のために、今どういう取組みをされているのか。第三に、排出権は実際売買が行われているにもかかわらず、税・会計面での取扱いが不明確であるという指摘を、購入者・仲介業者の両方から問題として指摘されています。会議としても課題ではないかと思っているんですが、これに関して、経産省の御認識を承れればと思っております。

○事務局 本日は30分ほど御説明いただきまして、残り30分を質疑ということで充てさせていただきますと思います。

○藤原室長 経済産業省の環境経済室長の藤原でございます。こちらは京都メカニズム室長の三橋でございます。

3点ほどご質問いただきました。環境省とともに経済産業省は地球温暖化対策推進本部の副本部長であります。来年度から京都議定書の約束期間に入らる中で、現在、「京都議定書目標達成計画」について、産構審・中環審合同審議会において見直しのための検討を行っております。その上で、計画を本年度中に見直すことになっております。

この合同審議会は去年のちょうど今ごろからスタートしたのですが、既に25回というかなりのペースで開催してきております。この合同審議会を始めてからは、一種違う文化が融合している部分もありますが、かなりの部分一緒に作業ができていると思っております。お互いに刺激を受けて、いろいろな成果を生み出せているのではないかなと自負しております。

その中で、この10年間、産業界が大手メーカーと電気事業者を中心にやってきた自主

行動計画の目標目標値の引き上げを、今年は相当本格的にやりました。このような取組で、今後、大企業についてかなりの排出削減が見込まれる中、中小企業をこれからどうしていくかというのは、かねてからの課題であったわけでございます。

そこで、一つアイデアを出して、この春から検討しておりますのが中小企業対策としての国内CDMでございます、この点を今日は最初に御説明させていただきたいと思っております。

それから、2番目の御質問で、そのほかの業務、家庭分野への対策についてですが、これはもちろん経産省だけでやることではなく、環境省や国交省などいろいろな関係省庁がございますけれども、今、検討が進んでいるような話というのを少し御紹介させていただきたいと思っております。ここまで私の方から御説明させていただいた上で、最後、御説明があった排出量取引についての会計税務上の扱い、この辺のところは三橋室長の方から後ほど御説明させていただきたいと思っております。

前置きが長くなりましたけれども、最初に、「中小企業等における排出削減対策の強化」ということでペーパーを用意してございます。中小製造業の排出量が温室効果ガス全体に占めるシェアというのが6.5%だと思います。大企業も含めた産業部門の排出量が全体の34%程度ですね。産業といっても、これは農業や工業、建設業も入っているのですが、ほぼ9割方は製造業の世界であり、要するに、全体の30%ぐらいが製造業です。その中の6.5%が中小企業ですから、製造業の5分の1ぐらいは中小企業が出しているということになります。

中小企業の排出量が大きなシェアを占めているにもかかわらず、行政としては、これまであまり明確な政策で後押しができておりませんでした。そうはいつても、平成17年度からですけれども、年間数億円、私どもの部屋で予算を計上し毎年十数社に補助を行っております。今年も20社程に補助しております。2分の1の補助率で、設備投資の省エネといいますか、CO₂削減設備に対して導入支援をしております。来年も増額要求しておりますし、こういった財政負担でいろいろやっていく世界というのはまた増やしていきたいと思っておりますけれども、いかんせん志の高い中小企業に対し、倍率は3倍ぐらいでございますけれども、支援できるのは数に限りがございます。

また、中小企業への政策支援ということで、中小企業金融公庫や国民生活金融公庫もいろいろと融資を行っており、それなりに実績もございますけれども、いずれにしても、官主導というのはなかなか難しくなってきたというのが現状でございます。

という中で、2ページ目でございますけれども、まさに日本の中小企業というのを一種海外の企業に見立てまして、大企業からの技術的、経済的な支援をいろいろ行うことによって、本来出べき排出を抑制した部分に対しクレジット移転をすることを検討しております。、当然認証等が必要になりますけれども、最終的には、大企業が例えば自主行動計画の目標達成に活用できるような仕組みを考えています。自主行動計画の目標に足りない大企業はそういうものを活用する、あるいは足りているところでも、目標をまたこれによ

って引き上げていく、そういったところで評価していく仕組みというのができるのではないかと考えております。

CDMというのは、御承知のとおり、鉄鋼や電力が中心になって行っておりまして、また、後で御説明があるかもしれませんが、国ももちろんそのCDMを活用しながら目標達成を図ろうとしております。一番の課題は、海外に資金が出ていってしまわないかということです。かねてから国内でCDM制度ができないのかというところは、各方面から、環境団体を含めていろいろな御提案を頂いておりました。

何がネックになっていたのかご説明します。3ページにございますけれども、我々は5月からこの制度設計のための検討会を経産省の中でつくったのですけれども、この中には、経団連や日本商工会議所、関西経済団体連合会、さらに、個別の業界で電力、ガス、鉄、電子・電機、新日鉄や松下の委員が参加されております。自主行動計画がそれなりに機能している、強化拡充の方向にしていることも関係があるのですが、ご存じのとおり、日本の企業は、キャップ・アンド・トレードには依然慎重な態度を見せております。こういった国内CDMも、広義の意味の排出権取引の一つでございますので、少なくとも去年いっぱいぐらいまでは、キャップ・アンド・トレードにつながるのではないかと、強い懸念が各産業界の中にございました。

ただ、だんだん温暖化に関する状況が相当深刻化してきて、CDMとキャップ・アンド・トレードの違いも理解されるようになってくると、こういったものも検討しやすくなったと思います。我々ももちろんいろいろな努力をして説得して回ったのですが、要するに、産業界が乗ってきたというところで、初めて本格的な検討に入れたということだと思っています。

4ページにございますけれども、5月からずっとこういったスケジュールで検討してまいりました。

5ページは細かいので、御参考までと致しまして、今日は説明を省きますが、要するに、国内CDMといってもCDMの制度なので、我々はやはり国際的なCDM、まさに京都議定書の世界でございますが、国連のCDM理事会に近いものをつくっていったらいいじゃないかと考えております。そこでの基準などを参考にできないかと思ひまして、去年ぐらいいからよく勉強をしておりました。国連のCDMも大変官僚的で、非常に前例主義で、なかなか固いといういろいろな御意見もありますが、小規模CDM、むしろ今の承認をしているものの過半が小規模のタイプだと聞いておりますが、要するに、手続が大分楽なので、非常に緩和されていまして、むしろこちらに合わせる形で日本の中小企業用の基準になり得ないか、そういった研究をしてまいりました。

6ページに示しておりますが、こういうCDMのルールと、今回のクレジット制度、基準はどうしたらいいか、少し項目別の比較考量などもしまして、いろいろ研究を去年からしてきたわけでございます。

モデル事業もいろいろ選定しようということで、7ページから8ページに書いてござい

ます。なかなか中小企業なり業務施設で実際に設備の導入前後でCO₂の比較をしたケースというのはございません。守秘義務のかかっておりますデータをいただいて、我々の方でいろいろ検討し、こういったモデル事業を組成してまいりました。

7ページでイメージを見ていただきますと、京都のガラスの工場などを一種の取引先、下請けと一緒に、先ほど申し上げた絵のとおり、CO₂の排出を抑えた、こういったケースなどで大企業のノウハウを使いました。

それから、電力やガスが行ったのは②のタイプになります。業務施設です。電力は公の施設ですけれども、コージェネ等により少し抑えた分をカウントできないかというモデル事業でございます。

③は、我々が選んだ4つのモデル事業の中にはございませんけれども、電子・電機等がこれまで取り組んできたことです。これは中国等で進められてきておりまして、国連にはまだトライできていないのですけれども、省エネ製品を不特定多数の者、②よりも多くの方々に使って頂き、そこで出てきた省エネ分というのをカウントできるような仕組みでございます。そういったものも考えられるのではないかと思います。海外では製品プログラムCDMと言っていますけれども、またなかなかできない仕組みを日本でできないかということをいろいろと電機・電子協会も考えております。

9ページでございますけれども、我々で、制度設計に当たっての論点整理を簡単にいたしました。8月1日に既にホームページに公表させていただいております。この論点整理の部分と先ほどのモデル事業の経済性の検証も含めて、11月1日の検討会の結果としても既にホームページなどで公表しておりますので、ごらんになっていただければと思っております。

10ページを見ていただきますと、論点について、この制度の性格をごく簡単に書いてございます。一言で言うと、義務的な措置ではございません。制度を利用したい人が自主的に行う話ですので、任意な制度、自主的な制度という位置づけでございます。これによって、例えば既存の中小企業の対策が何か変わる、影響を受ける、ということではなく、まさに追加的な選択肢を関係者に与えるものであるというような追加・新規性、自主性なども書かせていただいております。

一方で、国際制度との比較・整合を念頭に置いたものでございまして、先ほど申し上げたように、これは貨幣価値を生みますので、認証制度、手続等は一定の厳格性が必要だと考えております。当たり前の話ですけれども、そういったことも書かせていただいております。

有効性という意味では、今でも中小企業というのは、目標達成計画の対策の中に一応数字的に折り込んでおります。計画上の60の対策の中に、中小企業という骨太の施策というのは今入っておりませんが、ですから、我々、今回はそういう意味では対策の中にちゃんと位置付けたいと思っておりますけれども、中小企業の部分というのは何ら計上していないということではなくて、先程申し上げた補助金などいろいろな融資効果というのは入って

おります。そういうものとダブルカウントになるのではないかと、議論がいろいろあります。

ただ、こういう制度を仮につくりますと、今まで潜在的であった部分が、排出量を通じて大企業の自主行動計画というところに反映され、「見える化」するのではないかと。また、こういう制度の普及などを通じて、こういったプロジェクトができればできるほど、まさに中小企業の排出が進むのではないかと。そういう追加的な広がりもあるのではないかと。そう思います。そういったネットで少し稼げる部分というのも結構あるのではないかと。ということで、温暖化対策効果としても有効ではないかといった整理もしております。

11 ページにおきまして、今と同じような議論ですが、特に中小企業施策との関係をまとめております。(1)は今申し上げたところでございますけれども、要するに予算補助との関係でございまして、クレジットをどう位置付けようかということでございます。国際CDMの中でも、ODAとクレジットの制度はどう組み合わせでいいのかわ、もしくは悪いのかわ、という議論は結構複雑ですけれども、要するに、クレジットという収入の部分と補助金の収入の部分で、補助金の収入だけでできる人たちがこの制度は使えないようにする。どちらかで採算が合うようになった場合には、むしろそれを活用できるような、そういったプロジェクトの形成、そういった一種の認定の基準になるのではないかと。そう思いますけれども、原則として補助金が十分得られる場合、クレジット制度は使わせないというような整理になると思います。

ただ、基盤的要素と書いてございますけれども、例えば、人材の育成、ベーシックなシステムの構成、ルール整備、制度の普及啓蒙等、こういったところは国家予算を大いに集中的に投入したいと思っております。また、そのための予算要求も現在行っているところでございます。

それから、中小企業の定義でございまして、これは中小企業基本法上の中小企業に必ずしも限る必要はないと思っております。自主行動計画に反映させるということは、自主行動計画以外の企業であれば対象になるのではないかと考えております。自主行動計画、基本的には大企業中心でございまして、中堅企業であっても計画に入っていないければカウントができる、そういった制度を考えているところでございます。

12 ページも簡単に申し上げますけれども、今申し上げました小規模CDMという既存の制度の比較・整合が可能でございます。ただ、中小企業が活用するわけですから、手続等の面では徹底して簡素化を図ろうと思っております。例えば、同じ技術や同じ機械であれば、それがどのぐらいの効果を発揮するかということは、例えばガイドラインで決めていけば、一々をはかる必要がなくなる、そういうこともあるのではないかと。そう思います。

一番大事なことは、第三者認証機関だと思っております。これはどういう組織、機能を持たすかということ、法的な面も含めてよく検討をしないといけないと思っております。

13 ページに書いてございますけれども、国際クレジットというものができたときに、自主行動計画で国際クレジット、京都クレジットと全く同様の位置付けでいいかどうか。

これは結論として同様の位置付けでいいと考えたいと思います。

逆に、京都議定書の京都クレジットと全く互換性を確保するのかという議論があります。これは、例えばNEDOの買取りというのは、国がNEDOを通じて買っているわけですが、まさに国がこういう国内クレジットを予算手当していいのかどうか。これは実は法律論としてはいろいろありますが、地域通貨としての実績を積んでいこうと考えております。まだ国際通貨としては早いということで先送りをしているところでございます。

それから、移転円滑化のためのいろいろな制度整備が必要であると思っております、これを本当にやろうとすると、今、京都クレジットも登録法等システムが大変なわけでございますけれども、管理体制をどこまで京都クレジット並みにするかは別にしましても、ある程度の制度整備はしていかなければいけないと思っております。

ということで、8月に案を示して、9月にパブコメを経て、中間報告が決定しております。中間報告の中身でございますけれども、中小企業の排出削減対策の推進ということで、今申し上げたようなエッセンスを中環審、産構審の中間報告の中で明記しております。代替制度の中身をエッセンスで申し上げるとこういうことになると思っております。

それから、15、16 ページは、派生的といいますか、周辺事情に当たる話になります。京都クレジットも同じような議論がありまして、そちらはそちらでより一層議論をしなくてはいけないと思っております。温暖化対策推進法や、省エネルギー法という、まさに省エネやCO₂削減に貢献する既存の法律があります。その中で、事業所単位で、例えばCO₂はどれだけ出ているか、省エネをどのぐらい行っているか、そういうものを全部測る制度が幾つかあります。温対法の公表制度や省エネ法の届出制度等いろいろございますけれども、仮に国内クレジットのようなものができたときに評価をどうするか考える必要があります。実は京都クレジットもまだこの評価の対象になっておりません。排出量だけをただ単に報告する、あるいは公表するという形になっておりますが、これは京都クレジットからその辺も問題にしていかなければいけないのですけれども、例えば他の事業者が行った部分を取引してきたら、控除できるような仕組みができるのか、できないかということも論点になります。こういうものができると、より一層自主行動計画の評価にもつながってくるのではないかと思います。要するに、1つの仕組みで他に幾つか有効な話が出てきますと、より一層制度の普及も進むのではないかと考えておりました、この辺も最近併せて議論しているところでございます。

16 ページの方にも、先ほど申し上げた国内クレジットの管理体制ですとか、本制度につきまして、そもそもいつごろから開始するのか、施行準備期間はどれだけにするか、もちろん法律にするのかどうかということも含めて、最終的な詰めを検討会でさせていただいている状況でございます。

時間の関係もございますので、もう一つの参考資料に移らせて頂きます。業務、家庭部門に対しまして、経産省の今の取組みでございますけれども、これは先ほど申し上げたように、審議会、どういうメンバーでどういうスケジュールで行っているかということは8

ページ、9ページにございます。その前に最近の排出の状況等いろいろございますけれども、この辺は後ほど御参考にいただければと思います。

10 ページからが中間報告の中身でございますが、政府全体でこういうところが重要ではないかということをお願いしているのですが、一番大事なことは、要するに、自主行動計画を業務部門に広げていこうという動きでございます。経済産業省はメーカーが中心になっているのですが、経済産業省所管の中でも、例えば20ページの今フォローアップしている業界全体をごらんになっていただきますと、流通に関してはかなり前からメーカーと同じようにフォローアップをしております。さらに、例えば、20ページの右下にございますリースや情報サービス、PPS、大手家電流通、コジマ、ヤマダ、そういう業界につきましても自主行動計画を今年から策定していただいております。

こういった業務部門も含めてとにかくフォローアップをして削減効果を上げていくという動きになっています。自主行動計画の拡大運動ともいえると思います。19ページになりますけれども、中間報告の中に、経済産業省の所管以外のところにつきましても、具体的な業種名を挙げて、例えば未策定のところをつくっていただく、定性的目標しか書いていないというところはまさに定量化していただく、政府のフォローアップが不十分なところはフォローアップをきちんとさせる、目標の引上げをする、こちらは深掘りの議論ですけれども、こういった形で、業務部門あるいは運輸部門を中心に、自主行動計画を拡大するという動きを本格化し、去年頃から実行して頂いております。

実は、目標達成計画は2年半前に閣議決定しているのですが、その中にもこういった概念は既にありました。私立病院とか私立学校というのは、中でも代表として書かれているのですが、これまでの対策が不十分でして、このあたりを今加速化してやっているというところがございます。

22、23 ページは、メーカーを中心としまして、今回、経産省が去年、今年と引き上げた部分でございます。拡大につきましては24ページになります。これは、先ほど申し上げた各業種をまとめております。未策定や定性的、これは各省庁別に業種を挙げておりますけれども、目達計画の見直しというのは、実質的には年末までに終わってしまいますので、×と書かせていただいているのは、年度内と言っているところでございます。また、△が年内、○が10月中、◎が既にやったところを表しております。規制改革的な手法でございまして、こうして○とか×とか付けながら、頑張ってくださいと頑張ってくださいということ、今、話していただいているところでございます。

要するに、自主行動計画プラスアルファの世界で、業務部門の恐らく4分の1ぐらいの排出を抑えられるのではないかと考えています。ですから、学校や病院、若干公的な色彩の強いところを含めて、いわゆる団体系で抑えられる部分があるのではないかと、ここを徹底してまずやろうと考えております。

業務部門については、26ページから対策がいろいろございますけれども、各小売店や事務所ビルの排出構造等を勉強しております。学校とか病院につきましても、エスコの

事例や、要するに先進的な取組みをいろいろ展開していくことも非常に重要だと思っております。省エネ法の改正案を、今日は担当も来ておりませんが、次期通常国会で出させていただく方向で検討しております。

省エネ法改正のポイントは、やはり業務部門のところでございます。一番わかりやすいのは、フランチャイズチェーン等です。業務部門はカバー率が大変悪く、中規模以下のスーパーの店舗というのは省エネ法の対象に入っておりません。事業所という単位を対象とすると漏れてしまうものですから、例えば企業ベースを対象とする、あるいは企業グループベースを対象とする、そういったところに網をかけられないかということは今検討しております。

家庭部門対策の方に入りますけれども、41、42 ページにありますが、国交省と連携をさせていただきながら、住宅、それから、非住宅の建築物に対して、省エネ法により規制を拡充していこうと考えております。

この辺、住宅とか建築物の方を見ていただいたときに、41、42 ページの左下のグラフを見ていただきますと、今、新築は、平成 11 年基準の省エネの建物ができています。目標は非常にいい形で達成されつつありますが、既存ストックを、例えば修繕をするときにも、大規模であれば省エネ法の適用というのがありますが、普通の修繕でしたら対象になりません。新築・既設の両方とも 2,000 平米以上の建物、住宅にしか省エネ法を適用されていないものですから、もう少し小規模の建物も対象にできないかということで、この辺の法律改正も今検討しているところでございます。

ページが飛んで申しわけございませんけれども、34 ページの業務部門は、税制なども考えております。これはエネルギー需給構造改革推進投資促進税制、エネ革税制と言っていますが、要するに、設備取得に対する優遇税制です。省エネ設備をこれで優遇することなのですが、今年、見直しの時期になっています。これは実は工場の部門が対象施設となるが多かったものですから、工場からいわゆるオフィス業務部門、あるいは単体の設備からシステムに対して、BEMSとか、そういったものにも対象になるようなことも今考えてございます。

それから、家庭部門は、これは経済産業省ができる部分という意味では、省エネ製品、家電がございます。トップランナー制度というのはよく御存じだと思いますけれども、要するに、家電と自動車等を対象としまして、一番の省エネ技術を持った製品じゃないと生産販売できないという規制でございます。これは 98 年からできた制度でございます。使用前、使用后でこれを見ていただくと、冷蔵庫、エアコン、テレビというのは、3割、4割、5割省エネに今なっております。10 年ぐらいが使用年度でございますので、大体 96～97 年に買ったものというのは、今ごろ買換えが進むはずですが、いかにこれを加速化できるかということがポイントだと思っております。

家庭部門においては普及啓蒙その他で何とかしていきたいと思っております。悩みの一つとして、機器が大型化しているとよく言われるのですが、大型化しても、それは単体の

効率化で補って余りあるぐらい省エネが進んでいますので、大型化の効果というのは、大してCO2 排出増の要因にはなっていないはずです。家庭部門の一番大きな悩みは、保有台数や世帯数という問題でございます。細かいデータを後でござらんになっていただければと思いますが、38 ページ、世帯数が増えていることが要因の大きな一つになっています。それから、40 ページも一目瞭然ですが、カラーテレビやルームエアコン、これらの保有台数がどんどん増えております。ですから、せつかく3割、4割、5割、単体の機器で省エネ効率が増しても、台数が増えており、これはなかなか規制できないものです。またさらに、40 ページにございますけれども、DVDプレイヤーやパソコン、こういった新しい設備がどんどん入ってきております。これらに対してどうするかというのは非常に重要なテーマだと思っております。

安倍前総理がいろいろおっしゃっていた、1人1日何をすればどのぐらい排出削減になるかという取り組みがござります。これも非常に画期的だと思います。一種の家庭版の自主行動計画のようなものですが、こういった発想はなかなか政府内にはありませんでした。一人一人の省エネ活動が京都議定書の世界に直接貢献できると気づかせるという意味では大変大きな取組みだと思っております。今、政府を挙げて、安倍政権の御提案を引き継いで、福田政権においても、協賛企業等を募りながら、こういった国民運動を展開しているというところであり、非常に重要だと思っております。

必ずしも経産省だけではございませんが、業務・家庭部門の対策もいろいろな取組みをしているということで御了解いただければと思っております。

○三橋室長 会計税務に関する御意見をいただいたということで、会計税務については、現在、既に御存じかと思えますけれども、企業会計基準委員会から透明な取扱いに関する文章が出ていると。これが唯一のものでございまして、この中にはどういうふうに規定されているかということをもまず最初に概要を申し上げますと、まず、取得したクレジットを自社のために使う。自らの排出削減分、あるいは自らの環境事業として取得するようなケースと、これが1つ目の分類としてされていまして、その場合には、いわゆる無形の固定資産、またはその他の投資資産として分類されまして、取得原価で資産を計上して、原則としてそれは、例えば震災とかがあっても減るものではないので、減価償却はしないものである、こういう扱いになっていまして、最後に政府に移転しまして、償却した段階で費用として計上しまして、損金算入されるという形になっています。

一方で、いわゆる転売目的のトレーディングのために取り扱う人たちには、原則として棚卸資産。先にお金を頭金として払った場合は、前渡金扱い、これらについては、原則取得原価で期末評価を行う。その以降は、売却をした場合には、正味売却額を持って貸借対照評価額に充てる。減っている場合には、その差額を費用として計上するという形になっているのが、現在決まっている当面の取扱いというルールでございます。

立ち返ってみますと、企業側からのリクエストが、どうしてこういう場合にあるかということでございますけれども、1つは、このクレジットというのが京都議定書と同じ機能

があるにもかかわらず、起源となるプロジェクトによって原価が違うということ、これは例えばわかりやすく申し上げますと、フロンのようなプロジェクトから出ているものは、非常に温暖化係数が高いために、年間何百万トン分のクレジットが出てくるということで、一方で単純に回収処理ができるので、1トンあたりのクレジットが出るのに何セントという単位である。十数セントである。それに対して、もうちょっといきますと、例えばN₂Oと呼ばれています一酸化二窒素ですと50セントぐらいが原価であると言われています。

これに対して、例えば省エネプロジェクトでボイラーを全部入れ替えますと、プロジェクトの代金はその大きさによって全然違いますし、また、大きな発電所の事業といったようなもの、例えば水力とか風力の発電をするということになりますと、売電収入があって、それに利益を上乗せするような形になるクレジットの収入であるということで、プロジェクトの種類、あるいはその内容によって全然原価が違うという一方で、現物の取引価格が別途市場の中で動いて決まっているということと、加えますと、もう一つ、市場の価格が非常にボラティリティが高い。つまり、非常に価格変動しやすく、本年末までにEUが扱ってきていました排出量取引の制度、EUETSと呼ばれているところの排出枠の市場は、最後、年末に向けて価格が暴落しまして、そういった意味で、企業として取得したクレジットをどのように扱ったらいいかということが企業会計上の非常に大きな問題となっているというか、これからどうしたらよいだろうか。これは、非常に安く扱って得ているものなのに、実は価値が将来高くなるもので、後で課税がドーンとくる可能性があるという視点でももちろん問題点となりますし、そういった意味で、企業としては、考え得る非常に緻密な取引に応じた制度が欲しいという素直な問いかけがあるのであろうと。

一方で、なかなか日本国内市場、私どもクレジットの口座を開設する承認業務などもやっているんですけども、ほとんどが自らの取得のために口座を開設している人である。トレーディング目的の人たちの数は非常に少のうございます。そういう実情を考えますと、現実には、企業にとって一番のリクエストは何であるかということ、実は、一番最後に、政府に償却口座に入れたときに損金算入ということですので、費用が立つのは随分前なのに、京都議定書の一番最後のときに初めて損金算入できて、やや法人税が減免されると。その期間、ずっと自分がホールドしているということに対する、何とかしてくれないかというところが現実の問題として一番大きいのではないかなとらえています。

ただ、これは会計あるいは税務の面でいろいろなパターン、取引上、いろいろな形があり得るということがございますので、私ども、今月、来週からクレジットの流通基盤整備検討会というものを、中で局長のもとで研究会を開催しまして、会計基準ばかり、いわゆる税務上のことだけではないですけども、このクレジットが実際に市場に流通することを前提に、法的位置付けとか、あるいは制度的に十分でないところについて、きちっと専門家の方々、これは民法、商法、あるいは弁護士の先生とかを含めて議論していただく場を設定して、議論して、その方向性を見いだしていきたいと、そのように考えております。

○本田主査 どうもありがとうございました。それでは、3点質問をさせていただきたい

と思います。

まずは藤原室長にお伺いします。三橋室長のところにも関わるのかもしれませんが、中小企業向けのCDMである国内CDMと、京都メカニズムのもとでの国際的なCDMの互換性を先送りする必要があるのでしょうか。この質問の背景は、大企業であれば、排出量削減のサポートを海外でやるのか、国内でやるのかというオプションがある中で、定量的な比較をした上で進めることができると存じます。その場合、どちらかというところでは権威のある京都メカニズムにしておくかという話になってしまうのではないのでしょうか。

2つ目ですが、第三者認証機関と、国内クレジットの登録簿管理が、大事なのではないかと思うのですが、この検討はどれぐらい詰まっています、会議として促進支援できるような状態にあるかをお教えいただきたいと思います。

3番目、他省との連携も含めて、課題と考えておられるところがあって、規制改革会議として何かお手伝いできるようなことはあるのでしょうか。

○藤原室長 ありがとうございます。今、本田先生のおっしゃった1つ目と2つ目の話というのは、根っこは一緒だと思っております。制度設計の中で、先ほどご紹介した我々の中間答申でも書きましたけれども、あるトレードオフがございます。要するに、これは京都議定書の目標達成のために、ある意味喫緊の課題といえます。ですから、早くつくらなくてはいけないという部分と、まさに厳格なものにしなければいけない、きちんと体制を強化して、管理体制や認証体制等をきちんと作っていかねばいけない部分がございます。これはトレードオフなのです。

京都クレジットというものは、実は、温暖化対策推進法の中に京都クレジットの算定割当量という定義で規定されておりまして、京都議定書をそのまま引っ張ってきています。我々はそこで、今の段階でまだ100%決めていないのですけれども、法律論として例えば国内クレジットを京都クレジット並みのものとして位置付けようと思っても、京都議定書から変えていかないと日本の法律の中に多分入らないと考えています。こういう法律論もあって、なかなか法的にも難しい。要するに、本当の並びというのは難しいという話でございます。それから、今冒頭で申し上げましたように、管理体制、認証体制というのも、本当にあれほどまでにやると、今おっしゃっていたような登録簿の整備が必要になると思います。これは今、ITLとうまくつなぐべく三橋室長の部屋で更新をして試験をしているのですが、今月中にもつながるかどうかという話をやっているところでございます。

○三橋室長 うまくいきますと、12日の週に、ドイツのボンにあります、これまでのCDM事業で各企業持っていることになっている、契約上成立してございまして、しかもプロジェクトから出ているクレジットがありまして、およそプロジェクトの計画の中で23億トン程度今後出ると見込まれているうちの約6,000万トンから8,000万トンが既にクレジットになって先に出てございまして、これが口座簿に各国に実際に移転されて、私たちの目の前で見れるようになるというか、企業の口座に分配された状態で我々がシステムで見れますのが来週ぐらいになる予定です。

○本田主査 遅れていたけれども、来週には稼働し始めるのでしょうか。

○三橋室長 はい、そういうことです。

○藤原室長 これだけ遅れるぐらい大変なのです。そういったものを国内版で、そこまではないまでも、同じような形で本当にやっている時間があるのでしょうか。予算もあるのかという話になります。もちろん認証機関も同じです。国連のCDM理事会のようなことを本当にやるのかですとか、それだけの人員体制、あるいは法的な手当をどこまでやるのかという議論が本当にあります。

ただ、当然認証機関は絶対つくらなくてはいけないので、どこまで簡素化するかという話になります。1つの解決方法は、今ずっと申し上げていたように、予算で手当する、国内CDMを予算で買うということをいきなり考えるというより、当面、一番我々が聞いているニーズでもせいぜい自主行動計画に活用する形で行なうことです。今、目標引上げもどんどんやっていますので、より一層達成が困難になってくる人もそれなりに出てくると思われます。ちょっと違うのですけれども、個別企業でCSRの一環で排出権を求めたいという企業も出てきていますし、クレジットに対するいろいろなニーズが多様化していることは事実だと思います。鉄や電力は大量に購入する中で、クレジットの用途や使い方に関しては、さっき三橋室長が言ったように、一種の流通市場をきちんと整備する必要があると思っていますけれども、それは別途検討会でまた考えていきたいと思っています。いずれにしましても、とりあえず国内クレジットなるものができたときには、自主行動計画の世界において活用していくことになるだろうと考えております。それであれば、それ用の最低限の管理体制、認証体制という方向で、いろいろと厳格に大規模なものをやっていくというよりは、とりあえずスタートしてみようという感じで今考えております。

ですから、実は申し上げられるところはその辺まででございまして、まだまだ詰まっておりますので、これからきちんと検討していきたいと思っています。

○本田主査 一番憂慮するのが、推進のスピードです。御省もいろいろ御多忙でしょうが、非常に大事な課題ですし、サミットも来年控えていますので、優先的な人員の配分などをし、どんどん進めていただくべきではないでしょうか。

○藤原室長 大変ありがたい御指摘でございまして、省庁をまたがる話にも当然なるでしょうし、どこまで法的に手当をするかということもまだこれからでございます。けれども、ある意味、政府内の第3条委員会だ、8条委員会だ、とそういう世界までにはならないと思います。いずれにしましても、当然利便性と一定の厳格性のもとで、適切な組織や体制が必要になってくると思いますので、もし御関心を持っていただいて、後押しをちょうだいできれば大変ありがたいと思っています。

○本田主査 来年から京都議定書が始まる中で、今から認証制度と登録簿を詰めるというのですと、意外に進んでいないのかという感じがしますが。

○藤原室長 組織論や手続論というのは、もちろんこれは最後、行政の組織論の議論ですから、難しいところはありますが、中身につきましてはかなり勉強は進んでいます。です

から、基準等は幾つものコンテンツをそろえているつもりですので、逆に、中身というよりは、そういう形式的なところをどうやって持ってくるかというところに課題があると思います。最大の問題は、人員等だと思います。

○本田主査 各省でどれだけ人員を投入していただいて、どんどん審議をお進めいただくかということですね。わかりました。

最後に、規制改革のニーズはありますか。

○藤原室長 規制改革、あるいは制度改革の一種だと思いますが、最後に三橋が申し上げました、要するにクレジットというものが数年前想定していた以上にこれから日本にどんどん入って参ります。そういう意味では、鉄・電力を中心に自主行動計画を満たすために大量に購入すると思います。電力は今回のフォローアッププロセスの中で、国以上に5年間で1億2,000万トンの契約をいたします。それから、鉄鋼も、従来の2,800万トンから4,400万トンに増やし、大量に購入する。その他の業界もこれからどんどん購入してくると思います。

こういった国内の話も細々と立ち上がってくる中で、要するに、クレジットというものに対するいろいろな関心、さっき申し上げたニーズが高まってくると思います。いきなりEU並みの国内排出量取引、ETSを導入するといった議論は正直論理が飛び過ぎだと思っていますけれども、少なくとも日本の中で使いたい人が使えるような、そういった流通市場といいますか、仲介者がいろいろと増えてくることというのは、温暖化対策にとってみれば大変ありがたいことです。国なりそういった事業者に対して、最終需要家に対して、競争を通じて安くおろしていただけるわけです。そういった意味では、9月30日に金商法の新しい体制ができましたが、その中で銀行、保険の子会社と証券会社がいよいよこれを扱えるようになり、売買できるようになりました。金融庁ともいろいろ議論していますが、銀行業界は非常にニーズが高いです。これを扱いたいというニーズがありまして、これ自体は、我々は温暖化対策をやっている立場からすると大変ありがたい話ですけれども、その部分の規制緩和も必要であると思っています。

ただ、そうは言っても投資商品性というものが高まってきたときに、これは、リーガルエンティティという制約があって個人は口座簿を持ってませんけれども、もうかなり近い世界まで、例えば、ある雑誌がカーボンオフセットみたいなことを試されたり、郵便はがきも今回そんなことをやります。あれも本当は、多分排出量を買う方向にいくと思っています。

○本田主査 信託受益権とかですね。

○藤原室長 いろいろ仕掛けていらっしゃる方もいらっしゃると思います。ただ、それも本当にいつの段階で一般消費者からのお金を適正に使っているというふうに認証されるのか、要するに、公益性の担保というのはどういうふうにとるのかということにつきまして、実はルール整備があまりちゃんとしておりません。まだB to Bが基本ですけども、B to Cの世界にも入り得るのではないかと考えています。だからといって規制強化的な世界になってもいけ

ないですし、市場がシュリンクしてはいけないと思いますし、逆に、市場を広げるためにも適切なルールというのがちゃんと整備されていないといけないと思っています。恐らく最終的にはクレジットというものの法的位置づけ等、ずっとペンディングになっているような話が幾つもありますので、そういったところはそれなりの整理が必要じゃないかと思っ
ていまして、このための検討会も来週、再来週ぐらいから私ども立ち上げたいと思っ
ていますけれども、そういったところについてもぜひこういった会議において御関心を持っ
ていただくとありがたいと思っております。

○本田主査 わかりました。ありがとうございます。

○事務局 関連してよろしいでしょうか。流通基盤整備の検討会ですけれども、大体いつ
ごろをめどに結論を出そうとか、あるいは出口のイメージ、あるいは必要性というのはあ
るのでしょうか。

○藤原室長 2つに分けてとりあえず考えております。今の登録簿、口座簿のところにつ
いての細かい、今のリーガルエンティティじゃないですけれども、個人のニーズや、決済
の同時履行性確保、あるいは信託の手続がいろいろとまだまだ煩雑であること、そういっ
た阻害要因的なものがございまして、いろいろな実務のレベルで御指摘をちょうだいし
て、口座簿制度自体を改善していきたいというのが1つでございます。

それから、今申し上げた金融商品、金融関連商品と言っていいと思いますけれども、こ
こについてのいろいろなルール整備につきましては、少なくとも実態を見ながらですけれ
ども、頭の整理をしていかないといけないと思っております。それから、税務会計上の議
論ということで、この3つぐらいのところは、来年初めぐらいには、その辺の取りまとめ
と申しますか、これから始めて4～5回ぐらいで、来年2月か3月かわかりませんが、そ
のぐらいには一回取りまとめたいと思っております。

併せて並行的に法的位置付けについて検討する必要がございます。これもいろいろ物件
とみなすのがどうかですとか、国際法的にも法令の対象になりうるのかですとか、この辺
もいろいろな議論が今までございます。一朝一夕に何かすぐに通説ができるというわけ
はないと思いますけれども、少なくともちゃんとマトリックスを書いていくぐらいの感じ
で、いろいろな頭の整理をしていく必要があると思っ
ていまして、その辺の両方のテーマ
につきますして、そろそろ勉強を始めないといけないのかなと思っ
ております。ただ、あく
までこれは京都議定書の期間、京都クレジットについての流通基盤整備ということで、ポ
スト京都の議論もないことはないのですが、とりあえず今後5年間の限定付きで、早めに
準備といいますか、基盤整備ということで始めていきたいと思っ
ています。

○本田主査 どうもありがとうございました。非常に微妙な問題も多いので、私どもも勉
強していきたいと思っ
ていますので、今後もよろしくお教えいただければと思います。ありが
とうございました。よろしく願ひいたします。